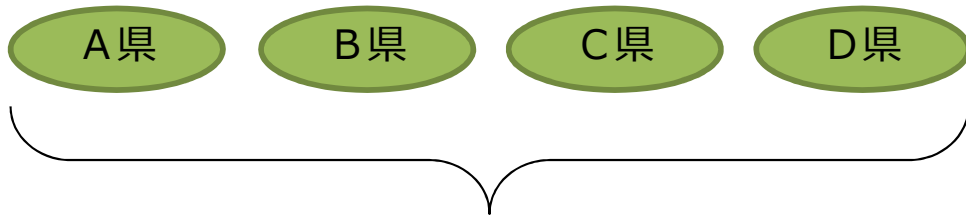


# 准看護師試験の事務委託について

# 准看護師試験の事務委託について

## 従来の実施方法



各都道府県が複数県でグループ※を組み、試験事務の全部または一部を実施

地方自治法第252条の14第1項の規定により、他の都道府県と共同で試験事務を実施することは可能だが、各県における事務負担は大きい。

※2016年度は全国6グループに分かれて実施。

### <2016年度の試験実施状況>

- ・受験者数：17,841人
- ・合格者数：17,473人
- ・合格率：97.9%

### <試験事務の例>

- ・試験委員会の運営
- ・出願の受付
- ・試験の実施
- ・合格発表の実施 等

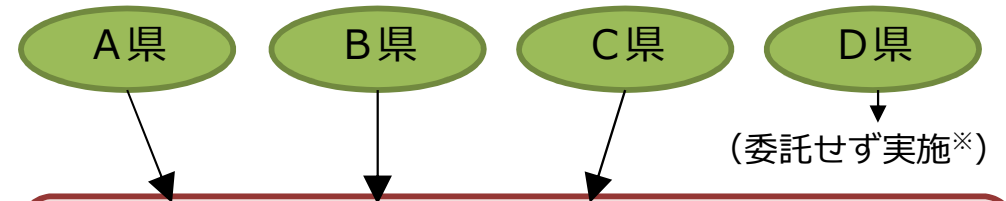
### ○准看護師とは：

准看護師学校養成所等を卒業し受験資格を得た者が、准看護師試験に合格することで得られる都道府県知事の免許。（保助看法第8条、第22条）

### ○准看護師試験とは：

都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準（准看護師試験基準（厚労告））に従い実施。（保助看法第18条）

## 保健師助産師看護師法改正後に可能となる実施方法



都道府県知事が指定した指定試験機関に試験事務の全部または一部を委託することが可能

※各都道府県の意向により、指定試験機関には委託せずに実施することも可能。

### <指定試験機関について>

保健師助産師看護師法に以下を規定し、指定試験機関に関する省令を定める。

- ・指定試験機関の役員や試験委員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなくてはならない。
- ・指定試験機関は、試験事務の実施に関する規定を定め、都道府県知事の認可を受けなくてはならない。
- ・都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するために、指定試験機関に対して必要な命令をすることができる。 等

◎2019年4月に施行し、2019年度の試験から委託可能とする見込み。

# 准看護師試験の事務委託に係る省令案【概要】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）により、保健師助産師看護師法が一部改正（平成31年4月施行）され、都道府県において准看護師試験の事務委託が可能となることに伴い、指定試験機関に関する以下の二省令を新設・一部改正する。

## 保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令（仮称）〈新設〉

都道府県が准看護師試験事務を委託する指定試験機関について、以下の事項等を定める。

- 指定の申請及び取消について
- 指定試験機関の要件（適正かつ確実な実施のために適切な実施計画であること、経理的及び技術的な基礎を有すること等）
- 申請書の記載事項
- 試験事務規程の記載事項
- 試験委員の要件（准看護師試験を行うについて必要な学識経験のある者として都道府県知事が認めるもの）
- 試験実施の際の報告書の記載事項
- 帳簿の記載事項

## 保健師助産師看護師法施行規則 〈一部改正〉

- 准看護師試験の受験手続について（指定試験機関が受験申請書の受理を行う場合には、指定試験機関へ提出）

※ 平成30年秋にパブリックコメント募集、平成31年4月施行予定